

**独立行政法人日本スポーツ振興センターが
中期目標を達成するための計画
(中期計画)**

認可：令和5年3月27日

独立行政法人日本スポーツ振興センター

目 次

(序文)	1
(基本方針)	1
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置	
1. スポーツ施設の民間事業化の推進や適切な管理運営及びスポーツ施設を活用したス ポーツの振興等に関する事項.....	2
2. 国際競技力向上のための取組に関する事項.....	3
3. スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施に関する事項.....	5
4. スポーツ・インテグリティの確保に関する事項.....	6
5. 学校安全のための災害共済給付の実施に関する事項.....	8
II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置.....	9
III. 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	
1. 予算の適切な管理と効率的な執行等.....	10
2. 自己収入の確保.....	11
3. 期間全体に係る予算（人件費の見積りを含む。）.....	11
4. 期間全体に係る収支計画.....	11
5. 期間全体に係る資金計画.....	12
IV. 短期借入金の限度額.....	12
V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画.....	12
VI. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画.....	12
VII. 剰余金の使途.....	12
VIII. その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項	
1. 長期的視野に立った施設整備の実施.....	13
2. 内部統制の強化.....	13

3. 人事に関する事項	14
4. 中期目標の期間を超える債務負担行為	14
5. 積立金の使途	15
別表－1～18 期間全体に係る予算、収支計画、資金計画	16
別表－19 長期的視野に立った施設整備・管理の充実	34
別紙 運営費交付金算定ルール	35

(序文)

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 30 条の規定に基づき、令和 5 年 2 月 28 日付けをもって文部科学大臣から指示のあった独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「J S C」という。）の中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

(基本方針)

J S C は、我が国のスポーツ振興の中核機関として、スポーツの振興と児童生徒等の健康の保持増進を図るため、スポーツ施設の適切かつ効率的な管理運営、国際競技力向上のための支援、スポーツ振興くじの販売とスポーツ振興助成の実施、スポーツ・インテグリティの確保のための支援、災害共済給付の実施等の多様な業務を実施している。

我が国においては、令和 2 年に入り、新型コロナウイルス感染症の拡大が急速に進み、東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）は開催が 1 年延期され、更にほとんどの競技が無観客で実施されるという、過去に例のない形で開催された。東京大会は、国籍、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず多様な人が同じ場に集い、それぞれの能力を発揮して競い合い、互いを認め合う場となった。こうした姿は、「する」「みる」「ささえる」を通じて東京大会に関わった世界中の人々に大きな感動を与え、相互理解を一段深めるとともに、共生社会の価値を実感させた一方で、東京大会の有形・無形のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けて関係団体と連携・協力しながら取り組むことが求められている。また、学校の管理下における児童生徒等の事故等の発生件数は近年減少傾向であるものの、その発生率は横ばいの状況である。特に体育や運動部活動が活発になる中学・高校段階において、スポーツ活動中の事故が多く発生していることを踏まえ、給付実績から得られた情報を事故防止のために活用し、学校において安全にスポーツを行うことができる取組を促進することが重要である。

このような状況を踏まえ、J S C は、スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）、「第 3 期スポーツ基本計画」（令和 4 年 3 月文部科学大臣決定。以下「スポーツ基本計画」という。）等に基づき、国、地方公共団体、スポーツ関係団体等と連携・協働しながら、我が国のスポーツの発展を支えるとともに、学校管理下における児童生徒等の死亡事故や障害・重度の負傷を伴う事故を限りなく少なくさせるため、次に掲げる業務を実施する。

- ① スポーツ施設の民間事業化の推進や適切な管理運営及びスポーツ施設を活用したスポーツの振興等に関する業務

- ② 国際競技力向上のための取組に関する業務
- ③ スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施に関する業務
- ④ スポーツ・インテグリティの確保に関する業務
- ⑤ 学校安全のための災害共済給付の実施に関する業務

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. スポーツ施設の民間事業化の推進や適切な管理運営及びスポーツ施設を活用したスポーツの振興等に関する事項

JSCは、国立競技場及び新秩父宮ラグビー場（仮称）について、スポーツ大会に活用されるとともに、スポーツの多様な価値が発信されるよう、民間事業化を進める。

秩父宮ラグビー場や国立代々木競技場等について、これまで蓄積したスポーツ施設の管理運営に関するノウハウを活用するなどして、多様な人がスポーツの価値を享受できるよう、弾力的な施設運営や情報発信等を行う。

(1) 国立競技場及び新秩父宮ラグビー場（仮称）については、民間事業への移行を図る。

① 国立競技場について、「国立競技場に係る「大会後の運営管理に関する基本的な考え方」」（令和4年12月28日文部科学省改定）に基づき、以下を実施する。

ア 適切な推進基盤の下で、専門家の指導・助言を得つつ、マーケットサウンディングの結果等を踏まえ、実施方針等の公表、公募等の手続を進める。

イ 優先交渉権者を選定後、事業の引継ぎ等を確実にを行い、民間事業者による運営管理を円滑に開始する。

ウ 民間事業化後は、民間事業者において事業が適正かつ確実に履行されるよう、モニタリング体制を構築し、民間事業者との協議や調整等の対応を円滑に行うとともに、モニタリングを適切に行う。

② 新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業について、令和10年の一部供用開始に向けて、特別目的会社が実施する開業準備業務に関しモニタリング等を適切に行う。

(2)

① 大規模スポーツ施設について、利用者にとって安全で良質な施設条件を維持し

た上で、国際的・全国的なスポーツ大会をはじめ、様々な行事の利用に供するとともに、施設の利用状況等の情報発信を行い、利用率の向上を図る。

- ② 毎年度、大規模スポーツ施設等について、施設利用者等に対するアンケート調査等を実施することにより、具体的なニーズを把握し、以後の施設の管理運営に反映させる。

(3) 秩父宮記念スポーツ博物館・図書館については、以下の取組を行う。

- ① 新秩父宮ラグビー場（仮称）基本計画を踏まえて、再開館に向けた展示等具体的な検討を進める。
- ② スポーツ資料の散逸・劣化を防ぐとともに、令和元年度に策定された「スポーツ・デジタル・アーカイブの構築・共用・活用ガイドライン」を踏まえ、「JAPAN SEARCH」等との連携を視野に入れた形で検討し、スポーツ資料のアーカイブ化・ネットワーク化を推進する。

(4) 国立登山研修所については、安全な登山に向けて、登山関係機関等と協力・連携し以下の取組を行う。

- ① 山岳遭難事故防止や安全な登山に資する情報について、収集、分析等の調査研究を行い、得られた成果を安全な登山の普及に活用する。
- ② 研修会開催に当たっては、発刊したテキスト等を活用し、各地域で開催するサテライト型の研修やオンラインとオンサイトを組み合わせた研修方法の工夫を行い、指導者養成に向けた研修の充実を図る。
- ③ 一般登山者に向けて安全な登山の実施方法、山岳遭難事故防止のための基礎知識や技術等の普及・啓発に向けた情報発信を行う。

2. 国際競技力向上のための取組に関する事項

ハイパフォーマンススポーツセンター（以下「HPSC」という。）の機能強化を図るとともに、日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）、日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）、中央競技団体（以下「NF」という。）、地域のスポーツ医・科学センター、大学等と連携し、東京大会の成果を一過性のものとせず、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体の強化を前提としながら、スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援及びその基盤となる研究やトレーニング環境を充実させ、国際競技力の向上を図る。

(1) JOC及びJPC等と連携し、各NFがアスリートの発掘・育成・強化をアスリ

ート育成パスウェイの段階に応じて総合的・計画的に進めることができるよう、P D C Aサイクルの各段階で多面的にコンサルテーションやモニタリング等を実施することにより、NFの強化戦略プランの実効化を支援する。

(2) 地域におけるアスリートの発掘・育成・強化の取組が切れ目なくNFの選手強化活動とつながる、地域と一体となった競技力向上サイクルの確立を支援するため、以下の取組を行う。

① 世界で活躍するトップアスリートを継続的に輩出するため、JOC、JPC、日本スポーツ協会及びNF等と連携しオリンピック競技大会やパラリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会で活躍が期待される将来有望なアスリートの発掘・育成・強化を一体的に推進するアスリート育成パスウェイの構築に関する取組への支援を行う。

② ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点、地域のスポーツ医・科学センターや大学等との連携を更に強化し、HPSCネットワークを通して、HPSCの知見の地域への還元、地域におけるスポーツ医・科学、情報等によるサポートを担う人材の育成を推進することにより、地域における競技力向上を支える体制の構築を図る。

(3) HPSCの機能を強化するとともに、スポーツ医・科学、情報等による国際競技力向上のための研究・支援を推進するため、以下の取組を行う。

① JOC、JPC、各NF等と連携し、スポーツ医・科学、情報に関する研究成果を活用・応用しつつ、パラリンピック競技や女性アスリートの競技特性・課題等に応じたサポート等の支援を引き続き推進する。国際競技大会等でのメダル獲得の可能性が高い競技を対象に、スポーツ医・科学、情報等による専門的かつ高度な支援を重点的に実施する。

② 国際競技力向上に資するスポーツ医・科学、情報等に関する研究を行うとともに、大学及び企業等との連携により研究の充実を図る。スポーツ医・科学研究に取り組む際には、倫理的、法的、社会的課題に十分留意する。また、国内外の学術誌等への論文の掲載、シンポジウム・セミナー・研修会等での発表等を通して研究成果の普及に努める。

③ オリンピック競技大会やパラリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会において、最高のコンディションでパフォーマンスを発揮できるようトップアスリートに特有のスポーツ外傷・障害や疾病の診療、アスレティックリハビリテーションの充実を図るとともに、発生予防を含めた臨床研究を実施し、アスリート及び

強化部門に還元する。

- ④ 大学及び企業等との連携に基づく、人事交流の促進等、トップアスリートに対する研究・支援を行うHPSCの場を活用した実践機会の提供等を通じて、スポーツ医・科学、情報等による研究・支援を担う人材育成を推進する。

- (4) ハイパフォーマンススポーツ等に関する情報の収集・分析・蓄積・展開の充実を図るため、国内外の関係機関との連携体制を整備するとともに、国際スポーツに関する相談対応の仕組みを構築し、情報の蓄積・展開に関わる効果的・効率的な手段を講じる。また、国際ネットワークの戦略的なマネジメントや国内機関との連携により、情報連携、調査・研究、人材の活用・育成等を企画立案、実施及び支援する。これらの取組を通して、今後の競技力向上、地域スポーツ、国内外の社会の発展、国際力の強化等に努める。

- (5) 事業の実施に当たっては、外部有識者で構成する評価委員会による各年度の業務実績に関する評価を実施するとともに、評価結果や意見等を各年度の事業に反映させるなど、効果的・効率的に事業を実施する。

3. スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施に関する事項

スポーツ振興くじによる助成金をはじめとしたスポーツ振興助成制度は、スポーツの振興を図る上で重要な役割を担っていることから、効果的な助成を実施していく必要がある。

特に、スポーツ振興くじによる助成金については、地域スポーツの振興を図る上で非常に重要な財源であるため、くじ市場が減少傾向にあり、安定的な売上を確保することの難易度が高まってきている状況を踏まえながら、助成財源の確保に努めることとする。

また、地域スポーツの振興に関するニーズ等を踏まえた効果的な助成や評価結果による助成メニューの見直し等を行うとともに、スポーツ振興くじの対象となる国内リーグの発展にも貢献することとする。

- (1) スポーツ振興くじの安定的な売上を確保するとともに、Jリーグ及びBリーグと協働し、相互の発展に向けて以下の取組を行う。

- ① 特約店やインターネット販売等の各チャネルの特長を生かした販売方法の工夫を行う。

- ② 商品の開発に当たっては、魅力的なものとなるよう、十分な市場調査等を行う。
- ③ 広告宣伝の効果を継続的に検証し、より効果的・効率的な広告宣伝を実施する。
- ④ Jリーグ及びBリーグに登録された選手、監督、審判員等に対して研修等を行うなど、スポーツ振興くじの公正を害する行為の予防に努める。
- ⑤ スポーツ振興くじの販売を通じたJリーグ及びBリーグのファン獲得に向けた取組等、両リーグとともにスポーツ振興くじ及び両リーグの発展を目的とした取組を行う。

(2) スポーツ振興くじによる助成金の配分に当たっては、安定的・計画的な助成を行うとともに、より効果的な助成となるよう、以下の取組により、助成メニューの見直しを行う。

- ① アンケートやヒアリング等を通じて、地方公共団体、スポーツ団体からの地域スポーツの振興に関するニーズ等の把握に努める。
- ② 助成事業を客観的に評価できる指標・手法により、外部有識者で構成されるスポーツ振興事業助成審査委員会の審議結果を踏まえて評価を行う。
- ③ 助成事業が効果的かつ効率的に実施されているか、地方公共団体、スポーツ団体に対する調査により、継続的にモニタリングを行い、その結果をホームページに公表する。

(3) スポーツ振興助成制度の趣旨が広く社会に普及・啓発されるよう助成団体等の協力を得ながら、各種メディア等を活用して助成活動を紹介するなどの広報を行う。

(4) 民間の経営手法を活用するなどして、効果的・効率的な運営を行う。

4. スポーツ・インテグリティの確保に関する事項

スポーツ基本計画が目指すクリーンでフェアなスポーツの推進のため、統括団体をはじめとした国内外の関係機関と連携・協働しながら、現況把握等の支援や研修等を通じた情報提供により、スポーツ・インテグリティに係る状況の変化等を踏まえつつ、スポーツ団体のガバナンス強化・コンプライアンスの徹底を支援する。

また、インテリジェンス活動を含むドーピング防止活動を推進することにより、スポーツ・インテグリティの確保に向けた支援を行う。

(1) スポーツ・インテグリティの確保を図るための体制整備に貢献するため、国内外のネットワークを活用しつつ、スポーツ・インテグリティに関する先進事例をはじめとする国際的な動向及び国内の現況を把握するとともに、スポーツ団体のガバナンス強化・コンプライアンスの徹底を支援するため、研修等の実施によりスポーツ団体に国内外の情報を共有する。

また、ドーピング防止活動においては、得られた知見等を活用しつつ世界ドーピング防止機構等が主催する国際的な会議に参画する我が国の代表機関の活動における支援を行う。

(2) スポーツ団体の適正なガバナンス等の確保に向けた取組を促進するため、スポーツ団体のニーズを踏まえつつ、毎年度少なくとも5つの団体に対して、弁護士や公認会計士等専門家と連携しガバナンス又はコンプライアンスに関する現況を把握するための支援を実施し、その結果をスポーツ団体に共有するとともに、スポーツ・インテグリティを脅かすリスクに関する注意喚起等により理解促進を図る。

(3) スポーツ団体におけるガバナンス確保の取組を支援するため、スポーツ庁が策定する「スポーツ団体ガバナンスコード」の遵守状況について、スポーツ団体が簡便に自己説明・公表を行うためにJSCが設置しているスポーツガバナンスウェブサイトを着実に運用するとともに、統括団体をはじめとする関係団体と連携しつつ、登録団体への効果的な情報発信を通じて、スポーツ団体におけるガバナンス確保の取組を支援する。

(4) スポーツ団体に不祥事が生じた際、当該団体からの求めに応じて、第三者調査に関する支援を行うため、弁護士、公認会計士等により構成されるスポーツ団体ガバナンス支援委員会を着実に運用する。

(5) アスリートからの多様な相談に的確に対応するため、弁護士、臨床心理士、元アスリート等により構成されるスポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査委員会を設置し、スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度を着実に運用する。

また、必要に応じて委員会の体制整備を進めるとともに、制度の対象者に対する周知活動を継続的に実施する。

(6) ドーピング防止活動を推進するため、ドーピング通報窓口の運用をはじめとするスポーツにおけるドーピングの防止に係るインテリジェンス活動を着実に実施

し、日本アンチ・ドーピング機構等の関係機関と連携しながら、ドーピング検査だけでは補足しきれないドーピング防止に関する規則違反の特定に取り組むとともに、当該窓口の認知度・理解度を高水準に維持する。

また、本中期目標期間中に開催される大規模国際大会において、必要に応じ、東京大会を通じて得られた知見等を活用した連携活動により、ドーピング防止活動を行う。

- (7) 日本アンチ・ドーピング規律パネルが、世界アンチ・ドーピング規程等に準拠し、独立してアンチ・ドーピング規則違反について公正かつ適切に判断が下せるよう、着実に運用する。

5. 学校安全のための災害共済給付の実施に関する事項

学校の管理下の災害に対し給付を行う公的制度として、公正かつ適切な給付事務を着実に実施するとともに、関係団体との新たな連携・協力関係を構築し、利用者への一層の制度周知等を行うことにより、加入促進、利用者の利便性の向上、迅速な給付、業務の効率化等の改善に取り組む。

また、給付実績から得られた事故情報を学校関係者等へ分かりやすく提供するとともに、学校等の現場における事故防止の取組を支援する。

- (1) 公正かつ適切な給付事務を着実に実施するため、以下の取組を行う。
- ① 日々の審査に従事する審査担当職員の専門的知識、能力の向上を図るための研修を実施する。
 - ② 死亡・障害等の重要案件等の審査に当たっては、外部有識者で構成する審査委員会へ付議するとともに、学校等の設置者の協力の下、担当職員による実地調査を実施する。
 - ③ 災害共済給付の決定に対する学校等の設置者又は保護者等からの不服審査請求に当たっては、外部有識者を含む不服審査会にて審査を行う。
- (2) 子ども・子育て支援新制度の開始に伴い災害共済給付制度の加入対象となった教育・保育施設のうち、地方裁量型認定こども園及び特定保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業）に対して、関係省庁、自治体及び当該施設の統括団体との連携・協力の下、研修会等での制度説明やチラシ等の配布等の取組を行うことにより、加入促進を図る。

- (3) 災害共済給付金を受け取った保護者等に対してスマートフォン等を活用したアンケートを実施し、その結果を踏まえ、保護者等の制度理解の促進を図る。
- (4) 利用者の利便性向上及び事務の迅速化・効率化を図るため、以下の取組を行う。
 - ① 研修会や情報誌等を活用して、請求時の留意点等を利用者へ周知する。
 - ② 現行の災害共済給付オンライン請求システムを改修する。
- (5) 学校等における事故防止の取組を支援するため、以下の取組を行う。
 - ① 給付実績から得られた事故情報を整理・分析の上、外部有識者の知見をもとに事故防止のための資料を作成し、ホームページや情報誌等を活用して学校関係者等へ提供する。
 - ② 都道府県教育委員会等と連携し、研修会等を通じて、学校関係者等に対し事故防止のための資料を周知するとともに、効果的な活用方法を例示する。

II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

業務運営に関しては、理事長のリーダーシップの下、J S Cを取り巻く状況の変化に対応しつつ業務成果の最大化を図るため、組織運営について不断の見直しを行う。一般管理費と事業費については、中期目標期間の最終年度において、令和4年度比5%以上の削減を図る（人件費、特殊経費、新規追加・拡充分に係る経費及び公租公課を除く。）。なお、新規追加・拡充分は、これに準じて翌年度から効率化を図ることとする。

- (1) 既存業務の点検・評価を行い、業務の効率化を図るため、以下の取組を行う。
 - ① 既存業務の見直しや効率化の観点からデジタル化に取り組む。
 - ② 他法人との消耗品等の共同調達をはじめ、間接業務の共同実施を引き続き行う。
- (2) 情報システムに関しては、以下の取組を行う。
 - ① 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。
 - ② 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、政府関係機関からの情報収集を行うなど、最新の脅威の把握を行い、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応力を強化する。

- (3) 業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び事業費について、事業の見直しを進めるなどにより、中期目標期間を通じて効率化を進める。
- (4) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき毎年度策定する「調達等合理化計画」及びその自己評価について、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会の点検を受けることにより、適正な執行を図る。
- (5) 地方公共団体との連携協定（JAPAN SPORT NETWORK）等を通じて、各事業の情報や成果を効果的・効率的に発信する。
- (6) 業務運営に当たっては、省エネルギー対策を推進するなど、環境負荷の軽減に向けて引き続き取り組む。

Ⅲ. 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 予算の適切な管理と効率的な執行等

業務成果の最大化を実現するため、中期目標期間を通じて適切な予算配賦を行うとともに、予算の執行状況の一元的な管理や、定期的かつ適時の予算配賦の見直しなどを行うことにより、予算を計画的・効率的に執行する。

- (1) 中期目標で示された業務に応じた適切な収益化単位の業務を設定し、収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係を明確にするとともに、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。また、予算と実績を管理する上で得た情報を基に効果的な予算配賦を行う。
- (2) 運営費交付金を効率的に執行するため、適切な予算配分等を行う。また、予算執行計画を定期的に見直すことを通じて、運営費交付金の残高が発生した場合は、その発生原因等を分析し、発生原因に応じて解消を図る。
- (3) 資金の長期借入等を行う場合は、資金管理委員会において、その時期や借入金額等について十分な検討を行った上で、適時適切に借入れを行うとともに、他の業務に支障が生じないような償還計画を作成する。

2. 自己収入の確保

自己収入に関しては、以下の取組を行うことにより多様な財源の確保を図る。

- (1) スポーツ施設の更なる利活用促進に向けた取組を行い、利用率の向上を図るとともに、類似施設や周辺施設の状況等を踏まえ、利用料金を定期的に検証し、適正な利用料金を設定する。
- (2) 競争的研究費等の外部資金、ネーミングライツによる収入等財源の確保に取り組む。
- (3) 他の法人等の事例を参考としながら新たな寄附金の獲得方策を検討し、その結果を踏まえて、取組を実施する。

3. 期間全体に係る予算（人件費の見積りを含む。）

- | | |
|--------------|----------|
| (1) 総計 | 別表－１のとおり |
| (2) 投票勘定 | 別表－２のとおり |
| (3) 災害共済給付勘定 | 別表－３のとおり |
| (4) 免責特約勘定 | 別表－４のとおり |
| (5) 特定業務勘定 | 別表－５のとおり |
| (6) 一般勘定 | 別表－６のとおり |

4. 期間全体に係る収支計画

- | | |
|--------------|-----------|
| (1) 総計 | 別表－７のとおり |
| (2) 投票勘定 | 別表－８のとおり |
| (3) 災害共済給付勘定 | 別表－９のとおり |
| (4) 免責特約勘定 | 別表－１０のとおり |
| (5) 特定業務勘定 | 別表－１１のとおり |
| (6) 一般勘定 | 別表－１２のとおり |

5. 期間全体に係る資金計画

- | | |
|--------------|-----------|
| (1) 総計 | 別表－13のとおり |
| (2) 投票勘定 | 別表－14のとおり |
| (3) 災害共済給付勘定 | 別表－15のとおり |
| (4) 免責特約勘定 | 別表－16のとおり |
| (5) 特定業務勘定 | 別表－17のとおり |
| (6) 一般勘定 | 別表－18のとおり |

IV. 短期借入金の限度額

業務運営上必要な短期借入金の限度額は、15億円とする。

V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

既に廃止を決定した小平宿舎について、独立行政法人通則法第46条の2の規定に基づき中期目標期間中に当該不要財産を国庫納付する。

VI. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産等を譲渡し、又は担保に供する計画はない。

VII. 剰余金の使途

決算において剰余金が生じたときは、次の事項に充てる。

- (1) スポーツ施設の保守・改修
- (2) スポーツ振興基金助成事業の充実
- (3) 情報システム関連の整備
- (4) 人材育成
- (5) 職場環境の改善
- (6) 広報、成果の普及・啓発
- (7) 主催事業及び調査研究事業の充実

VIII. その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

1. 長期的視野に立った施設整備の実施

本中期目標期間においては、秩父宮ラグビー場の移転整備のほか、インフラ長寿命化計画（個別施設計画）に基づく老朽化対策等を推進する。

- (1) 新秩父宮ラグビー場（仮称）の整備について、令和10年の一部供用開始に向けて着実に推進する。また、神宮外苑地区第一種市街地再開発事業に係る秩父宮ラグビー場の移転整備のために必要な行政手続等について、関係地権者等と連携を図り適切に対応する。
- (2) 保有施設の整備について、インフラ長寿命化計画（個別施設計画）に基づき、整備の緊急性を勘案しつつ、適切に行う。なお、インフラ長寿命化計画（個別施設計画）については、「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）（令和3年3月）」に基づき、保有施設の老朽化等の状態を把握し、予防保全型老朽化対策及び内容充実のための見直しを行う。
- (3) 利用者本位の施設の在り方の観点から、毎年度における施設の利便性やニーズに関する調査結果を踏まえて的確に整備を行う。

2. 内部統制の強化

法人の使命を有効かつ効率的に果たすため、理事長のリーダーシップの下、法令・内部規則等を遵守し、役職員の意識向上、監査体制の強化等内部統制の強化の取組を推進する。

- (1) 毎年度内部統制に関する取組を定めたアクションプラン及び進捗管理のためのスケジュールを作成する。また、内部統制委員会においてその実施状況等を確認することにより、アクションプランに記載した事項を着実に実施する。
- (2) 役職員が一体となり、法人の目的を達成するため、理事長をはじめとした役員との意思疎通の場を設けるとともに、内部統制の重要性について浸透を図り、役職員の意識向上に取り組む。

- (3) 業務運営に関する内部統制の状況及びその有効性に留意した上で毎年度作成する年間の監査計画に基づき、業務が適正かつ効率的、効果的に行われているか検証し、必要に応じて是正又は改善を促すとともに、当該是正改善の措置状況又は改善計画の履行状況について点検を行う。これらモニタリングの取組を着実に実施することにより、P D C Aサイクルの徹底を図る。
- (4) 令和4年度に整備した契約手続事前チェック体制において、不適正な契約手続を未然に防止するための取組を行う。

3. 人事に関する事項

業務成果の最大化を図るため、中期目標期間を通じて専門性のある人材の確保及び育成に努め、人員の適正かつ柔軟な配置を行うとともに、給与水準の適正化に取り組む。

- (1) 人材の確保及び育成に係る方針に基づき、戦略的かつ計画的な人材の確保・育成を図るとともに、業務の状況を踏まえた適切な人員配置を行う。
- (2) 人材の確保及び育成に当たっては、関係機関・団体との人事交流等を通じて、業務に必要な人材を確保する。また、男女共同参画及び障がい者雇用の推進に取り組む。
- (3) 業務の理解、組織を取り巻く情勢等の理解及び職階に応じた知識の習得等、多様な研修を計画的に実施し、職員の専門性、業務遂行能力及びモチベーションの向上を図る。
- (4) 給与水準については、国家公務員の水準等を十分に考慮し、毎年度、当該給与水準について検証を行い、適正な水準を維持するとともに、その検証結果や取組状況をホームページに公表する。

4. 中期目標の期間を超える債務負担行為

中期目標期間を超える債務負担については、J S Cの業務運営に係る契約の期間が

中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

- ・ 特定業務における経費の支払に係る長期借入金の一部
- ・ 国立競技場敷地の一部である東京都有地、新宿区有地及び渋谷区有地を対象とする一般定期借地権設定契約に係る土地賃借料その他当該借地契約に基づく債務

5. 積立金の使途

前中期目標期間の最終年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成 14 年法律第 162 号）に定める業務の財源に充てる。

期間全体に係る予算(総計)

【別表-1】

(単位:百万円)

区分	金額
[収入]	
運営費交付金	98,327
災害共済給付補助金	10,158
基金運用収入	392
国立競技場等運営収入	11,668
国立スポーツ科学センター運営収入	1,874
ナショナルトレーニングセンター運営収入	5,362
国立登山研修所運営収入	7
スポーツ及び健康教育普及事業収入	262
スポーツ振興投票事業収入	527,559
共済掛金収入	79,304
スポーツ振興投票事業準備金戻入	76,260
特定業務特別準備金戻入	34,500
受託事業収入	9,268
長期借入金等	41,666
寄附金収入	84
営業外収入	557
利息収入	269
その他収入	6
積立金取崩額	6,867
計	904,389
[支出]	
業務経費	381,762
うち、人件費	17,397
新国立競技場整備事業費	0
国立代々木競技場耐震改修等工事費	0
ナショナルトレーニングセンター拡充整備用地取得等費	0
国立競技場等運営費	16,232
国立スポーツ科学センター運営費	9,472
ナショナルトレーニングセンター運営費	9,866
国立登山研修所運営費	257
スポーツ振興基金事業費	4,427
競技力向上事業費	49,765
組織基盤強化支援事業費	1,500
スポーツ活動環境公正化事業費	435
スポーツ及び健康教育普及事業費	1,360
スポーツ振興投票業務運営費	113,497
スポーツ振興投票助成事業費	76,260
給付金	76,151
災害共済給付業務経費	4,998
免責特約業務経費	145
受託事業費	9,268
一般管理費	11,336
うち、人件費	4,696
物件費	6,640
払戻返還金	262,500
国庫納付金	39,555
スポーツ振興投票事業準備金繰入	82,651
特定業務特別準備金繰入	31,500
事業外支出	76,465
計	895,038

[人件費の見積り] 期間中総額18,421百万円を支出する。

[運営費交付金算定ルール] : 別紙

[注記]

- 退職手当については、独立行政法人日本スポーツ振興センター役員退職手当規則及び同職員退職給与規則に基づいて支給することとし、そのうち、次に掲げる自己収入で手当する分を除く額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
投票勘定 スポーツ振興投票事業収入で手当する47人分
- 勘定間の繰入額は、損益計算書科目の費用と収益が両建てされている場合には相殺している。

期間全体に係る予算(投票勘定)

【別表－２】

(単位:百万円)

区分	金額
[収入]	
スポーツ振興投票事業収入	527,559
スポーツ振興投票事業準備金戻入	76,260
利息収入	141
積立金取崩額	6,867
計	610,827
[支出]	
業務経費	192,392
うち、人件費	2,635
スポーツ振興投票業務運営費	113,497
スポーツ振興投票助成事業費	76,260
一般管理費	836
払戻返還金	262,500
国庫納付金	39,555
特定業務勘定へ繰入	31,500
スポーツ振興投票事業準備金繰入	82,651
計	609,434

[人件費の見積り]

期間中総額2,221百万円を支出する。

期間全体に係る予算(災害共済給付勘定)

【別表－3】

(単位:百万円)

区分	金額
[収入]	
災害共済給付補助金	10,158
共済掛金収入	78,148
免責特約勘定より受入	1,268
利息収入	58
計	89,632
[支出]	
給付金	76,151
災害共済給付業務経費	4,998
計	81,149

期間全体に係る予算(免責特約勘定)

【別表－４】

(単位:百万円)

区分	金額
[収入]	
共済掛金収入	1,156
利息収入	9
計	1,164
[支出]	
災害共済給付勘定へ繰入	1,268
免責特約業務経費	145
計	1,413

期間全体に係る予算(特定業務勘定)

【別表－５】

(単位:百万円)

区分	金額
[収入]	
投票勘定より受入	31,500
特定業務特別準備金戻入	34,500
長期借入金等	41,666
利息収入	23
計	107,689
[支出]	
業務経費	0
うち、新国立競技場整備事業費	0
国立代々木競技場耐震改修等工事費	0
ナショナルトレーニングセンター拡充整備用地取得等費	0
特定業務特別準備金繰入	31,500
事業外支出	76,465
計	107,966

【別表－6】

期間全体に係る予算(一般勘定)

(単位:百万円)

区分	金額
[収 入]	
運営費交付金	98,327
基金運用収入	392
国立競技場等運営収入	11,668
国立スポーツ科学センター運営収入	1,874
ナショナルトレーニングセンター運営収入	5,362
国立登山研修所運営収入	7
スポーツ及び健康教育普及事業収入	262
受託事業収入	9,268
寄附金収入	84
営業外収入	557
利息収入	38
その他収入	6
計	127,844
[支 出]	
業務経費	108,076
うち、人件費(事業系)	14,763
国立競技場等運営費	16,232
国立スポーツ科学センター運営費	9,472
ナショナルトレーニングセンター運営費	9,866
国立登山研修所運営費	257
スポーツ振興基金事業費	4,427
競技力向上事業費	49,765
組織基盤強化支援事業費	1,500
スポーツ活動環境公正化事業費	435
スポーツ及び健康教育普及事業費	1,360
受託事業費	9,268
一般管理費	10,500
うち、人件費(管理系)	4,696
物件費	5,804
計	127,844

[人件費の見積り]

期間中総額16,200百万円を支出する。

[運営費交付金算定ルール] : 別紙

期間全体に係る収支計画(総計)

【別表－7】

(単位:百万円)

区分	金額
費用の部	830,917
経常費用	716,766
業務経費	392,157
払戻返還金	262,500
受託事業費	9,268
国庫納付金	39,555
一般管理費	12,131
財務費用	1,155
臨時損失	114,151
収益の部	867,624
経常収益	756,863
運営費交付金収益	98,327
災害共済給付補助金収益	10,158
国立競技場等運営収入	11,668
国立スポーツ科学センター運営収入	1,874
ナショナルトレーニングセンター運営収入	5,362
国立登山研修所運営収入	7
スポーツ及び健康教育普及事業収入	262
スポーツ振興投票事業収入	527,559
共済掛金収入	79,304
利息及び配当金収入	398
受託事業収入	9,268
寄附金収益	84
賞与引当金見返に係る収益	1,585
退職給付引当金見返に係る収益	969
資産見返運営費交付金戻入	3,276
資産見返研究設備整備費補助金戻入	1,426
資産見返寄附金戻入	3,991
財務収益	269
雑益	1,078
臨時利益	110,760
純利益	36,706
積立金取崩額	6,867
総利益	43,573

[注記]

勘定間の繰入額は、損益計算書科目の費用と収益が両建てされている場合には相殺している。

期間全体に係る収支計画(投票勘定)

【別表－ 8】

(単位:百万円)

区分	金額
費用の部	607,301
経常費用	524,650
業務経費	189,824
払戻返還金	262,500
国庫納付金	39,555
特定業務勘定へ繰入	31,500
一般管理費	972
財務費用	298
臨時損失	82,651
収益の部	603,960
経常収益	527,700
ｽｰｯ振興投票事業収入	527,559
財務収益	141
臨時利益	76,260
純利益	△3,341
積立金取崩額	6,867
総利益	3,526

期間全体に係る収支計画(災害共済給付勘定)

【別表－9】

(単位:百万円)

区分	金額
費用の部	80,417
経常費用	80,417
業務経費	80,417
収益の部	89,632
経常収益	89,632
災害共済給付補助金収益	10,158
共済掛金収入	78,148
免責特約勘定より受入	1,268
財務収益	58
純利益	9,215
総利益	9,215

期間全体に係る収支計画(免責特約勘定)

【別表－１０】

(単位:百万円)

区分	金額
費用の部	1,413
経常費用	1,413
業務経費	1,413
収益の部	1,164
経常収益	1,164
共済掛金収入	1,156
財務収益	9
純利益	△248
総利益	△248

期間全体に係る収支計画(特定業務勘定)

【別表－11】

(単位:百万円)

区分	金額
費用の部	39,548
経常費用	8,048
業務経費	7,220
財務費用	828
臨時損失	31,500
収益の部	69,988
経常収益	35,488
投票勘定より受入	31,500
資産見返運営費交付金戻入	37
資産見返寄附金戻入	3,927
財務収益	23
臨時利益	34,500
純利益	30,439
総利益	30,439

期間全体に係る収支計画(一般勘定)

【別表－１２】

(単位:百万円)

区分	金額
費用の部	135,005
経常費用	135,005
業務経費	114,551
受託事業費	9,268
一般管理費	11,159
財務費用	28
収益の部	135,647
経常収益	135,647
運営費交付金収益	98,327
国立競技場等運営収入	11,668
国立スポーツ科学センター運営収入	1,874
ショナルトレーニングセンター運営収入	5,362
国立登山研修所運営収入	7
スポーツ及び健康教育普及事業収入	262
利息及び配当金収入	398
受託事業収入	9,268
寄附金収益	84
賞与引当金見返に係る収益	1,585
退職給付引当金見返に係る収益	969
資産見返運営費交付金戻入	3,239
資産見返研究設備整備費補助金戻入	1,426
資産見返寄附金戻入	64
財務収益	38
雑益	1,078
純利益	642
総利益	642

期間全体に係る資金計画(総計)

【別表－１３】

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	1,668,845
業務活動による支出	683,922
投資活動による支出	855,377
財務活動による支出	81,477
次期中期目標期間への繰越金	48,069
資金収入	1,668,845
業務活動による収入	748,412
運営費交付金収入	98,327
スポーツ振興投票事業収入	526,393
共済掛金収入	79,304
受託事業収入	9,268
国立競技場等の運営による収入	11,668
国立スポーツ科学センターの運営による収入	1,874
ショナルトレーニングセンターの運営による収入	5,362
国立登山研修所の運営による収入	7
スポーツ及び健康教育普及事業による収入	262
基金業務における利息及び配当金収入	392
基金業務における定期預金の払戻しによる収入	4,500
補助金等収入	10,158
寄附金収入	84
その他の収入	563
利息及び配当金の受取額	250
投資活動による収入	842,807
定期預金の払戻しによる収入	825,807
有価証券の償還による収入	17,000
財務活動による収入	41,808
短期借入れによる収入	41,666
民間出えん金の受入による収入	142
前期中期目標期間よりの繰越金	35,818

[注記]

勘定間の繰入及び受入額については、相殺している。

期間全体に係る資金計画(投票勘定)

【別表－14】

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	1,279,890
業務活動による支出	504,687
投資活動による支出	746,340
財務活動による支出	5,275
次期中期目標期間への繰越金	23,588
資金収入	1,279,890
業務活動による収入	526,534
スポーツ振興投票事業収入	526,393
利息及び配当金の受取額	141
投資活動による収入	732,670
定期預金の払戻しによる収入	674,007
有価証券の償還による収入	17,000
他勘定短期貸付金の回収による収入	41,663
前期中期目標期間よりの繰越金	20,686

期間全体に係る資金計画(災害共済給付勘定)

【別表－15】

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	99,070
業務活動による支出	78,949
投資活動による支出	2,200
次期中期目標期間への繰越金	17,921
資金収入	99,070
業務活動による収入	89,632
共済掛金収入	78,148
免責特約勘定より受入れによる収入	1,268
補助金等収入	10,158
利息及び配当金の受取額	58
前期中期目標期間よりの繰越金	9,438

期間全体に係る資金計画(免責特約勘定)

【別表－16】

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	3,574
業務活動による支出	1,413
次期中期目標期間への繰越金	2,161
資金収入	3,574
業務活動による収入	1,164
共済掛金収入	1,156
利息及び配当金の受取額	9
前期中期目標期間よりの繰越金	2,410

期間全体に係る資金計画(特定業務勘定)

【別表－17】

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	159,946
業務活動による支出	864
投資活動による支出	41,000
財務活動による支出	117,300
次期中期目標期間への繰越金	782
資金収入	159,946
業務活動による収入	37,055
投票勘定より受入れによる収入	37,050
利息及び配当金の受取額	5
投資活動による収入	39,300
定期預金の払戻しによる収入	39,300
財務活動による収入	83,329
短期借入れによる収入	41,666
他勘定短期借入れによる収入	41,663
前期中期目標期間よりの繰越金	262

期間全体に係る資金計画(一般勘定)

【別表-18】

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	248,009
業務活動による支出	136,328
投資活動による支出	107,500
財務活動による支出	564
次期中期目標期間への繰越金	3,617
資金収入	248,009
業務活動による収入	132,344
運営費交付金収入	98,327
受託事業収入	9,268
国立競技場等の運営による収入	11,668
国立スポーツ科学センターの運営による収入	1,874
ナショナルトレーニングセンターの運営による収入	5,362
国立登山研修所の運営による収入	7
スポーツ及び健康教育普及事業による収入	262
基金業務における利息及び配当金収入	392
基金業務における定期預金の払戻しによる収入	4,500
寄附金収入	84
その他の収入	563
利息及び配当金の受取額	38
投資活動による収入	112,500
定期預金の払戻しによる収入	112,500
財務活動による収入	142
民間出えん金の受入れによる収入	142
前期中期目標期間よりの繰越金	3,023

【別表－１９】

長期的視野に立った施設整備・管理の実施

施設整備の内容	予定額 (百万円)	財 源
-	-	-

[注記]

業務の実施状況、施設・設備の老朽化度合い等を勘案した改修（更新）等が追加されることがあり得る。

【別紙】

運営費交付金算定ルール

○毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = C(y) \times \alpha 1 (\text{係数}) + R(y) \times \alpha 2 (\text{係数}) + P(y) \times \gamma (\text{係数}) - B(y) + \varepsilon(y)$$

A(y) : 当該事業年度における運営費交付金。

$\alpha 1$: 一般管理費に係る効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

$\alpha 2$: 事業経費に係る効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

γ : 人件費に係る効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

$\varepsilon(y)$: 当該事業年度における特殊経費。退職者の人数の増減等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与える規模の経費。これらについては、各事業年度の予算編成過程において、人件費の効率化等の一般管理費の削減方策も反映し具体的に決定。

○一般管理費

$$C(y) = C(y-1)$$

C(y) : 当該事業年度におけるスポーツ振興基金運用収入を財源とする一般管理費を除いた一般管理費。

C(y-1) : 直前の事業年度におけるC(y)。

○事業経費

$$R(y) = R(y-1) \times \beta \times \delta$$

R(y) : 当該事業年度におけるスポーツ振興基金運用収入、寄附金収入、研究補助金等収入、受託事業収入及び前中期目標期間繰越積立金取崩額を財源とする事業経費を除いた事業経費。

R(y-1) : 直前の事業年度におけるR(y)。

β : 物価調整係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

δ : 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

○人件費

$$P(y) = P(y-1) \times \sigma$$

P(y) : 当該事業年度における人件費（退職手当を含む）。

P(y-1) : 直前の事業年度におけるP(y)。

σ : 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な数値を決定。

○自己収入

$$B(y) = B(y-1) \times \lambda$$

B(y) : 当該事業年度におけるスポーツ振興基金運用収入、寄附金収入、研究補助金等収入、受託事業収入及び前中期目標期間繰越積立金取崩額を除いた自己収入の見積り。

B(y-1) : 直前の事業年度におけるB(y)。

λ : 改善努力係数。実績及び実績見込等を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

○前提条件：運営費交付金の算定ルールに基づき、一定の仮定の下に中期目標期間中の予算を試算。

一般管理費に係る効率化係数 $\alpha 1$ 0.989

事業経費に係る効率化係数 $\alpha 2$ 0.989

人件費に係る効率化係数 γ 1.000

業務政策係数 δ 1.000

改善努力係数 λ 1.000

人件費調整係数 σ 1.000

物価調整係数 β 1.000